

岩手県すまい・あんしん推進協議会 会則

(名称)

第1条 会は、岩手県すまい・あんしん推進協議会（以下「会」という。）と称し、事務所を盛岡市に置く。

(目的)

第2条 この会は、岩手県における住宅関連事業者相互の連絡調整に努めるとともに、住宅関連事業者が住宅瑕疵担保履行法への確実な対応を図り、消費者の信頼にこたえる優良な住宅の建設を通じて、業界の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、住宅瑕疵担保履行法の普及推進と会員のPRに関すること。
- 二、住宅関連技術基準の調査、研究並びに会員の技術力向上支援に関すること。
- 三、会員相互の連絡調査に関すること。
- 四、その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 この会は、岩手県内に事業所を有するもしくは、岩手県内で事業を行う住宅関連事業者及びこの会の目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| 一、会長 | 1名 |
| 二、副会長 | 2名 |
| 三、幹事 | 若干名 |
| 四、監事 | 2名 |

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、総会において互選する。

- 2、役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3、役員は途中で退任したときは、当該組織の後任の長が就任する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、総会及び役員会を召集してその議長となる。

- 2、副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代理する
- 3、幹事は、この会の会務を処理する。
- 4、監事は、この会の会計、事務処理を監査する。

(総会)

第8条 総会は、通常総会及び臨時総会として、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画及び事業報告並びに収支予算決算
- (4) その他、この会において総会に附議することを必要と認めた事項
 - 2、通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 3、臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。
 - 4、総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立する。
 - 5、総会の議事は、出席者の過半数で可決し、可否同数の時は議長が決める。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長及び幹事並びに監事をもって構成する。

- 2、役員会は、この会則で定める事項以外の一切の事項を議決する。
- 3、役員会は、役員2分の1以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立する。
- 4、役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

(部会)

第10条 この会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2、部会を設置するときは、役員会の議決を必要とする。また、廃止するときも同様とする。

(会費)

第11条 この会の運営は通常会費をもって充てる。但し、必要があるときは、臨時に会費を徴することができる。

- 2、この会の通常会費の額は、別途定めるものとする。

(会費の滞納)

第12条 会員が会費を2年以上滞納したときは、会員の権利を停止されることがある。

また、会費を3年以上滞納した者は、会員の資格を失う。

(事務局の設置)

第13条 この会の事務局は、一般財団法人岩手県建築住宅センターに設置し会の庶務を処理するものとする。

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(個人情報の取扱い)

第15条 一般財団法人岩手県建築住宅センターが定める個人情報保護規程を準用する。

附則

(施行期日)

- 1、この会則は、昭和61年1月22日より施行する。
- 2、設立当初の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず昭和63年度通常総会の日までとする。
- 3、設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。
- 4、この会則は、平成10年5月29日より施行する。
- 5、この会則は、平成21年5月27日より施行する。
- 6、この会則は、平成24年6月1日より施行する。
- 7、この会則は、平成25年3月8日より施行する。
- 8、この会則は、平成25年5月30日より施行する。
- 9、この会則は、令和3年5月27日より施行する。

会費に関する規定

第1条 本規定は会則第11条に基づく会費の額並びに納入について定めるものとする。

第2条 本会の通常会費は、年間10,000円とする。

2、年度の途中入会する者の会費は、上期（4月から9月）入会の場合は10,000円、下期（10月から3月）入会の場合は5,000円とし、入会時に納入するものとする。

第3条 通常会費は、通常総会后速やかに納入するものとする。

第4条 納入した会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第5条 本規定に定めのない事項は、役員会で協議し決定するものとする。

附則

本規定は昭和61年1月22日より適用する。